（公示）

第八十五条　原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一　法第三十三条の三第一項の登録をしたとき。	［一～四　略］
［二～六　略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（公示）

第八十五条　原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一　法第三十三条の二第一項の登録をしたとき。	［一～四　同上］
［二～六　同上］	［同上］

告示

○原子力規制委員会告示第一号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第一号）の施行に伴い、及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理等に関する告示を次のように定める。

平成三十年一月五日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理等に関する告示

（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる告示の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　教育及び訓練の時間数を定める告示（平成三年科学技術庁告示第十号）　別表第一

二　講習の時間数等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第九十五号）　別表第二

三　講習の時間数等を定める告示　別表第三

四　密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示（平成二十一年文部科学省告示第百六十八号）　別表第四

第二条　前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、別表第三に係る改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一　教育及び訓練の時間数を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の各号に掲げる項目に応じ、当該各号に定める時間数以上とする。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前に行わなければならない教育及び訓練の時間数は、次の表の項目の項に掲げる項目に応じ、それぞれ第一項に定める時間数以上とし、また、規則第二十一条の二第一項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わな